

## 後期高齢者医療制度の運用改善を求める意見書

後期高齢者医療制度は、増大する高齢者の医療費を国民全体で安定的に支えるとともに、75歳以上の高齢者の特性を踏まえた適切な医療サービスを提供することを目的に導入された制度です。

一方、これまでの老人保健制度は、保険給付費の半分を現役世代が主に負担する各種医療保険者の拠出金で賄われてきました。さらに、各市区町村が運営している国民健康保険も自治体間の保険料（税）に最大5倍の格差が生じるなど医療費の増大による行き詰まりが懸念されています。これらを受けて、後期高齢者医療制度は、わが国の世界最高水準の国民皆保険制度を将来にわたって維持するための制度として施行されたものです。

制度施行後に問題となっていた軽減措置の継続等については、国による「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」及び「平成21年度における高齢者医療の負担のあり方について」が取りまとめられるなど様々な改善がなされてきたところですが、後期高齢者医療制度及びこれに伴う広域連合の運営に当たっては、都道府県知事の運営責任を明確にするよう、強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月29日

上田市議会議長 丸 山 正 明